

協会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則 (平19. 9.18)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が、資本市場の担い手として、資本市場における仲介機能の責務を負託されていることを十分に認識するとともに、国民から信頼されるための健全な社会常識及び倫理感覚を常に保持するほか、求められる専門性への対応及び役職員の倫理の保持に必要な措置を講じ、業務の執行の公正さに対する社会からの疑惑又は不信を招く行為の防止を図り、もって協会員が担う社会的使命及び役割に係る自己規律の維持及び向上により、資本市場に対する信頼を確保することを目的とする。

(倫理コードの保有)

第 2 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等（定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。）について、当該協会員が取り扱う金融商品及び取引に応じた倫理規範又はそれと同趣旨の規定（以下「倫理コード」という。）を保有するものとする。

2 前項に定める倫理コードには、本協会が別に示す内容を含むものとする。

(倫理コードの提出)

第 3 条 協会員は、前条に基づき保有する倫理コードについて、次のいずれかを本協会に提出しなければならない。

1 当該倫理コードの全文

2 前条第 2 項の本協会が別に示す内容に相当する当該倫理コードの該当部分

3 当該倫理コードの全文を当該協会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて広く一般の閲覧に供する方法により公表している場合には、その旨を記載した報告書

2 協会員は、前条第 2 項の本協会が別に示す内容に相当する当該倫理コードの該当部分を変更した場合には、前項第 1 号又は第 2 号に掲げるものを本協会に提出しているときは、当該変更後の倫理コードの内容を、前項第 3 号に掲げる報告書を本協会に提出しているときは、当該変更した旨を記載した報告書を、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。ただし、当該変更の内容が、字句の修正など軽微なものである場合は、この限りでない。

(報告及び説明義務)

第 4 条 協会員は、法令及び規則等に直接定めはないものの倫理コードに照らして望ましくないものであると判断する事案又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断する事案について、自主的に本協会に報告するものとする。

2 本協会が協会員の行動及び慣行に関する事案の発生及び存在を把握した場合（前項による報告を受けた場合を含む。）で、当該事案が法令及び規則等に直接定めはないものの倫理コードに照らして本協会が望ましくないものであると判断するとき又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断するときは、当該事案（以下「重大な事案」という。）に係る協会員に対し、説明を求めることができる。

3 協会員は、前項に基づき、本協会から重大な事案に係る説明を求められた場合には、法令及び行政当局等公的機関による命令等に反しない範囲で速やかに説明しなければならない。

(加入しようとする者による倫理の説明等)

第 5 条 本協会は、本協会に加入しようとする者が本協会から加入の承認を受けるまでの間に、当該者から保有する倫理コードの提出を求めるとともに、定款第17条第1項に定める会員代表者、定款第30条において準用する定款第17条第1項に定める特定業務会員代表者又は定款第33条において準用する定款第17条第1項に定める特別会員代表者に就任する予定の者から、当該倫理コードの内容及び社内体制の整備状況等について、説明を受けるものとする。ただし、本協会が必要がないと認める場合には、この限りでない。

(社内体制の整備)

第 6 条 協会員は、倫理コードの実効性を確保するため、運用管理の責任者の設置、役職員に対する教育及び研修の実施並びに違反があった場合の対応等、協会員において必要と認める社内体制の整備を行うものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に本協会の協会員である者にあつては、第3条第1項の提出は、この規則の施行の日の前日までに行わなければならない。
- 3 第5条の規定は、この規則の施行の日以降に加入する者について適用する。
- 4 この規則の内容については、「証券会社の倫理コードに関する研究会」報告書の内容等を踏まえつつ、今後も引き続き見直しの検討を行うこととする。

付 則 (平22. 9. 14)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第3項、第4項、第6項及び第7項を削り、第5項を第3項に繰り上げ、改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成22年10月8日。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第5条を改正。